

地域づくり・文化支援部門設置の経緯

地域づくり・文化支援部門（設置当時の名称は「地域づくり・文化支援センター」）は、平成17年10月富山県内の国立3大学（富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学）が再編統合され、新富山大学として出発した際、高岡短期大学に設置されていた「大学開放センター」を改組して、高岡キャンパスに設置されました。

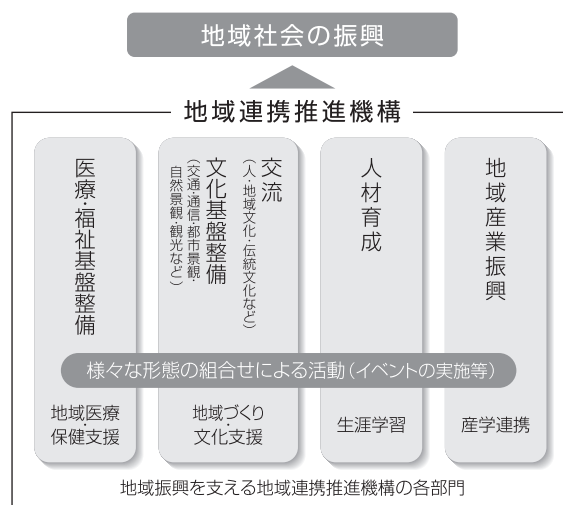
現在の芸術文化学部の前身である高岡短期大学では、昭和61年4月の開学の当初から、教育、研究、開放を建学の柱とし、「地域社会に開かれた大学」を目指し、地域の多様な要望に積極的に応えるべく、公開講座、展示公開、共同研究、施設開放などの開放事業を精力的に実施してきた歴史を有します。この高岡短期大学開放センターが培ってきた地域との連携の精神と経験を基に、当部門は新たに新富山大学の全学的なネットワークの下で、「地域づくり」を中核的に推進していく役割を担っていくこととなりました。

新富山大学再編統合の準備期は、国においても「地域再生」が重大なテーマの一つになっており、平成15年10月には内閣に地域再生本部が、翌16年1月には文部科学省にも「地域づくり支援室」が設置されました。そこで新大学創設準備委員会では、「地域再生」「地域づくり」を、研究、教育と並ぶ3本柱の一つとし、全学的な視野から各部門の連携をもとに、幅広い分野に渡る「広義の地域づくり」を展開することで、地域社会の振興を促進することを企画しました。「広義の地域づくり」としては、新富山大学の知的資源をもとに、以下のような内容が挙げられました。

- (1) 地域産業振興
- (2) 文化基盤整備（交通・通信・都市景観・自然景観・観光など）
- (3) 交流（人・地域文化・伝統文化など）
- (4) 医療・福祉基盤整備
- (5) 人材育成
- (6) 様々な形態の組み合わせによる活動（イベントの実施など）

この広義の地域づくり＝地域振興は、それまで各大学にあった地域貢献部門を全学的な「地域連携推進機構」の部門－「産学連携」、「生涯学習」、「地域医療支援」および「地域づくり・文化支援」の4部門－として再構成し、各部門がそれぞれを担当するとともに連携をして、これまでにない形の地域社会の振興を図っていくとされました。そしてこの中で「地域づくり・文化支援」部門は、いわば「狭義の地域づくり」－文化交流や

文化基盤整備を中心とした地域づくりを担当するものと位置づけられていました。（下図参照）



平成17年の新大学設立時においては、地域連携推進機構の4部門は学内共同教育研究施設として、既存の地域貢献部門をベースとして再編された4つのセンター－旧富山大学のあった五福キャンパスの「地域共同研究センター」（地域産業振興）と「生涯学習教育研究センター」（人材育成）、富山医科薬科大学のあった杉谷キャンパスの「地域医療支援センター」（医療・福祉基盤整備）、高岡短期大学のあった高岡キャンパスの「地域づくり・文化支援センター」（文化基盤整備と交流）－が担当し、全学的な協力を図るために各学部のリエゾンオフィサーを加えてスタートしました。

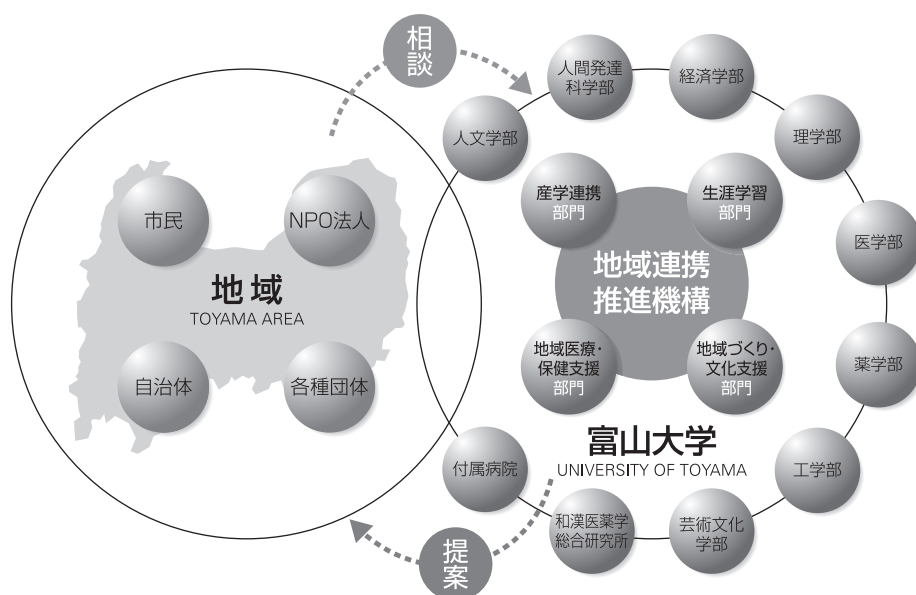
「地域づくり・文化支援センター」は高岡キャンパスに置かれたことから、前身の高岡短期大学開放センターがこれまで行ってきた独創的な活動を引き継ぐとともに、同じキャンパスにある芸術文化学部との人的リソースをいかして、当初、次のような具体的な事業をもって、芸術文化立県の構築を目指しました。

- ① 地元地方自治体、関係団体と連携した地域振興のための企画提案、コーディネート
- ② 伝統工芸産業・伝統工芸作家等との連携による文化関連事業の企画・立案・協力
- ③ 地方自治体等が実施する文化関連事業の企画提案
- ④ 授業を活用した地場産業（伝統工芸産業）などとの連携
- ⑤ 地域の催事やイベント等の支援と保存のための協力

平成20年4月、学校教育法が改正され、大学の目的を規定した第83条に新たに第2項「大学はその目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」が加わり、大学がその目的として社会貢献活動を行うことが明確に規定されました。富山大学においても、それを受けて地域貢献の機能を強化

すべく、再編統合後2年半余の平成20年7月に地域連携推進機構を改組し、それまで別々のセンターとして半ば独立していた4つのセンターを廃止し、機構の4部門にそれらの機能を移行しました。「地域づくり・文化支援センター」もそれに伴い、地域連携推進機構の地域づくり・文化支援部門として再出発したのでした。

地域づくり・文化支援部門 現在のミッション



それぞれの部門に関連する各センター等には、独自の運営委員会が存在し、各々が独立した事業展開を行っており、必ずしも有機的連携が十分に図られているとは言えませんでした。

そこで、平成20年7月22日に、同機構に関連していた地域づくり・文化支援センター、地域共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、知的財産本部、生涯学習教育研究センター及び地域医療支援センターを廃止し、その機能を同機構の地域づくり・文化支援部門、産学連携部門、生涯学習部門、地域医療・保健支援部門の各部門が引き継ぐ形で改組がなされました。

このことにより、地域連携推進機構の運営は、同機構の運営企画会議により一歩本化され、各部門が連携を密に図り、有機的に連携できる体制が構築されました。

新たに発足した地域づくり・文化支援部門は、自治体、国の機関、各種団体、民間企業等との連携を推進し、高度差4000mが育む地域資源を活用した地域づくりを推進するとともに、人・地域文化・伝統文化などの文化資源を生かした文化支援による地域社会の活性化を目的として、次の事業を行います。

- ① 地域（自治体、各種団体、民間企業等）と連携した地域振興への企画立案、コーディネートに関すること。
- ② 人・地域文化・伝統文化等の交流による芸術文化振興への企画・立案・協力に関すること。
- ③ 地域づくり・文化支援に関する調査・研究・情報発信に関すること。
- ④ 地域・文化支援に関する相談窓口に関すること。
- ⑤ 地域づくりに資するひとづくりに関すること。